

掛川市規則第17号

掛川市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例附則第2項の規則で定める算定方法を定める規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成29年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例附則第2項の規則で定める算定方法を定める規則の一部を改正する規則

掛川市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例附則第2項の規則で定める算定方法を定める規則（平成27年掛川市規則第4号）の一部を次のように改正する。

題名中「第4条の2第2項」を「第4条の2第1項」に改める。

第1条中「第4条の2第2項」を「第4条の2第1項」に改める。

別表1の表中「既存工場等」を「昭和49年6月28日に設置され、又は設置のための工事が行われていた工場（以下「既存工場等」という。）」に改め、同表1の表中

「 準工業地域 」	を	「 条例第3条に 規定する区域 のうち工業・ 工専区域及び 特定区域以外 の区域 」	に改め、同表2の表中
「 条例第3条に 規定する区域 のうち準工業 地域以外の区 域 」		「 条例第3条に 規定する区域 のうち工業・ 工専区域及び 特定区域 」	

「 準工業地域 」	を	「 条例第3条に 規定する区域 のうち工業・ 工専区域及び 特定区域以外 の区域 」	に改める。
「 条例第3条に 規定する区域 のうち準工業 地域以外の区 域 」		「 条例第3条に 規定する区域 のうち工業・ 工専区域及び 特定区域 」	

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。